

第1回町田市学校の統合に伴う学区外通学と費用負担等検討委員会 議事要旨

- 1 開催日時：2022年9月30日（金） 午前10時00分～11時20分
- 2 開催場所：町田市役所2-2会議室
- 3 出席者
委員 丹間委員、大野委員、中委員、若月委員、高橋委員
(欠席 仲村委員、宮崎委員)
事務局 田村学務課長、都筑担当係長（学籍担当）
- 4 傍聴者 0名
- 5 議題
 - ①ご挨拶
 - ②委員委嘱・任命および委員長・副委員長の互選
 - ③学区外通学制度の現状及び事務局案の説明
 - ④次回検討委員会について

<配付資料>

- ①町田市学校の統合に伴う学区外通学と費用負担等検討委員会委員一覧
- ②現在の学区外通学制度（町田市指定校変更許可基準、町田市立小・中学校通学区域緩和制度、町田市小規模特認校制度の案内）
- ③学区外通学制度の事務局案（通学先の配慮）
 - ・先行5地区の配慮事項一覧
 - ・先行5地区の影響のある隣接学区一覧
- ④学区外通学制度の事務局案（通学距離の配慮）
 - ・先行5地区の隣接学区の学校一覧
- ⑤学校と学区の統合に関するご案内
- ⑥学校の統合及び学区の再編後の通学区域図（本町田・南成瀬・鶴川・南一小）

<当日配布資料>

- ①-3学区外通学制度の現状及び事務局案の説明

議事内容（敬称略）

- 1 ご挨拶
 - ・学校教育部学務課長より
- 2 委員委嘱・任命及び委員長・副委員長の互選
 - ・町田市学校の統合に伴う学区外通学と費用負担等検討委員自己紹介（各委員自己紹介）
 - ・委員長・副委員長を選出し承認されました。

委員長 丹間康仁委員

副委員長 高橋博幸委員

3 学区外通学制度の現状及び事務局案の説明

(当日配布資料①-3で説明。資料②～⑥説明で補足。)

学区外通学制度の現状

〈質疑応答〉

- 委員 通学の配慮ですが、新しい学校ができれば、新しい学校に戻るのですか、転校になりますか、それとも、その期間だけ仮校舎に通学する感じですか。
- 事務局 本町田東小のお子さんが統合するときに、例えば、藤の台小学校を選んだ場合、3年後に本町田東小学校に新校舎が戻ってきます。基本的には仮の校舎の期間だけを想定していますが、お子さん同士、お友達の関係等の理由に仮校舎で卒業までということになりましたら、そのご希望を尊重することを想定しております。
- 委員 保護者目線で言うと、何年に何が起きるかではなく、何年生まれで早生まれの場合は何年生まれの児童が何歳のときに何丁目で何が起きるかというのを知りたい。
- 質疑応答通学先配慮の事例では1年生から6年生が対象とですが、新1年生は入学前に、(緩和制度、指定校変更により)学校を決めていた場合は転校しなくていいのでしょうか。入学後に、やはり指定校等に行きたいとなっても大丈夫でしょうか。
- 事務局 この通学先の配慮、通学距離の配慮のほかに、もともと学区外通学制度を3つの制度があります。例えば、新入学のときに通学区域緩和制度で、あらかじめ七国山小学校を希望するなどの方法もあります。学区外通学制度の何通りの組み合わせ、もしくはその中の1つの制度を使う形になります。学区外通学制度の説明はこちらからも必要だとは思っております。なるべくご心配されている転校の回数を減らす、もしくは転校しないように、こちら準備を進めてまいりたいと思っております。
- 委員 転校にまつわる事務処理はたくさんあり、転校や転出はすごく手間がかかる業務と思います。先生方が統合等に伴って、また事務処理が増えてしまうことが心配です。今回の委員会の管轄外かもしれませんが、統合等による事務処理増加による人員の増員は、学校現場には配置される予定ですか。
- 事務局 学校の事務量は、増える可能性はあると思います。人員等については、この検討会で検討の対象ではありませんが、ご意見を教育委員会としていただき、教育委員会の中で調整ができればと思っております。
- 委員 この新しい学校づくりの中で、子どもたちが自由選択制ということをお

さんも言って、今、どこに住んでいても選択制だからというので、この学区外を本当にしっかりしていくのであれば、自由選択制などの言葉は消していかないとと思いますが教えてください。

若いお母さん方から自由選択制という言葉聞くことが多く、この学区外通学は大きくなり広がっていくと思います。本当に幼稚園、保育園あたりからしっかり説明していかないと、もう学区外通学できるからという感覚になりかねない。その辺りをしっかり保護者にご理解いただけるように話していかなければならないと思います。

- 事務局 今回のこの検討委員会で検討していく新制度につきましては、時期、それから対象地区、対象のお子さん、かなり限定しての制度になります。この新制度をきっかけにお子さんの学区外の移動が爆発的に増えるということは想定しておりません。あくまで限定的な対応となります。

事務局案の説明

〈質疑応答〉

- 事務局 学区外通学の新制度案につきましては、通学先の配慮と通学距離の配慮、2点でございます。
- ポイントは、新制度の対象者、対象時期、対象地域を限定して、適正規模・適正配置で学校を統合したり、学区を再編したりしておりますので、その影響を最小限に制限するという制度になります。
- このご説明させていただいた内容を基に、次回検討委員会では事務局案にご意見をいただきたいと思います。
- 委員 もう少し若い保護者の方で幼稚園でも父母の会とかはあると思いますので、その方たちも来ていただいたほうがいいのかなと思っています。口コミで、幼稚園のお母さんとかがいたら広めてもらうように言うつもりではいますが、小学校に在籍していない若い保護者の方にどうやって伝えていくのかなというのが、下の年代に伝えられるかどうかというのが不安です。何か策はありますか。
- 事務局 いわゆる未就学のお子さんにつきましても、教育委員会のほうで新たな学校づくりを進めるに当たりましてアンケートを取っております。それから、意見交換会でも地域の方ということで未就学の保護者様からもご意見をいただいております。その結果を集約したこの2案になっておりますので、改めてご要望があるかという形での意見集約は想定しておりません。
- 昨年、意見交換会というのが先行5地区でありましたので、そこでいただいたご意見を分析しまして、この先行5地区をモデルケースに、ほかの地区にもこういうのが当てはまるのではないかとこののを教育委員会のほうで

いろいろ想定した中での集約した2案になりますので、また足りない部分があればご意見をいただきながら補っていきたくと考えております。

○委員　　これから40何校の学校が新しくなっていくということですが、新しい制度が、全地域に当てはめていくわけにはいかなくて、それぞれの地区によって違うと思います。その辺、どういうふうにしていきますか。

○事務局　　各地区、それぞれ特徴があるのは承知しております。特に、この先行5地区の統合の形態というのが、今後、市内全域でやっていくパターンの主な5パターンになっております。この5地区のケースを基に、単独建て替えの場合は南第一小学校の事例と同じなど、例えば、先々、山崎小学校が分割統合の予定であるなど、あとに、本町田地区のように3校が時間差で統合するような地区もほかにもあります。基本的な統合として1対1で統合する南成瀬地区もあります。こういったパターン化をしていきますと、先行5地区の統合の形態というのが市内全域のモデルケースになり得ると判断しましたので、このタイミングで市内全域に当てはまるような制度を検討していきたく考えた次第です。

○委員長　　この検討委員会で説明を受けて検討していく案というのは、2040年度までのこの新たな学校づくり全体に使っていただけるような制度ということですか。それとも、今回、先行5地区ということで比較的直近だけを対象としたものになりますか。先行5地区以外は、今回の検討委員会ではなく、いずれ検討するという予定でしょうか。

○事務局　　この先行5地区をモデルケースに、2040年度まで運用が可能な制度を構築しようと想定しております。

○委員　　1. 5キロ以上は学区が変更できるという通学の配慮がありますが、1.5キロを超えていても、やっぱり友達がいるからなどの理由で学区外の学校に行きたい場合は、バス通学は認められますか。スクールバスとかの予定はありますか。

○事務局　　現在、これとは別に先行5地区の検討委員会が開かれていまして、1.5キロを超えるようなお子さんたちにはバス通学ができるかどうか検証を行っています。検証を行った結果、路線バス会社にある程度本数が確保できていて、それから、乗車の混雑の具合も何とかなりそうだということで、先行5地区の検討委員会では報告されております。

友達関係があつて、1.5キロを超えていてももともとの学校に通っていた場合は、通学費補助を使い通学をしていただくということは可能です。

○委員　　例えば、隣の家の子と同じ幼稚園であまり仲がよくないため、学区を変えているという子がいたとします。その場合、その子といろいろあり一緒になりたくからといって、その子は学校の建て替えに伴わない理由で、そのお友

達と同じ学校に行きたくないから、今、違う学校を選んでいるのに、結局それでまたその子と一緒にいるからという理由で、別の学区を選ぶということはできますか。

もともと今の学校に通っていて、建て替えに伴う理由でほかの子が来るから、その子と一緒にになりたくないで自分が移るといのはありでしょうか。

○事務局 今回の検討委員会で検討させていただくつもりでおります2案については、あくまで学区の変更ですとか統合に伴う配慮事項になります。今のお話ですと、そういったちょっと込み入った内容になりますと、現行の指定校変更制度の枠組みの中でご相談させていただいて、転校が可能かどうかというところをご相談させていただいております。

ご家庭のご事情等で学区外通学を希望していたが、通い切れず元の学区に戻らせてくださいというご相談もあります。ケース・バイ・ケースで、認めるかどうかは、お話とご事情等を聞かせていただいた上での判断になりますが、そういったご相談も承っております。

○委員 学区変更により新しい案が増え、学区外制度の4つの違いが、保護者は学区を変えるということに対して、1、2、3の制度のどれに当てはまるのかというのをきちんと把握できない気がします。4案目は、通学の距離の件での統合先の変更みたいな感じですか。それ以外の理由はなしで、そもそも1の理由で学区を変更しているから、また1の理由のところを考えてということですか。

○事務局 あくまで今回の配慮というのは、例えば通学先の配慮であれば、学校が統合して学区が変更になるので明日から違う学校に通ってくださいというのはあまりにも乱暴な話ですので、元いた学校に引き続き通いたいというご要望は当然ありますので、それに配慮したものになります。

通学距離の配慮というのは、バス通学を認めますというのは当然ではありますが、歩いて行ける距離の学校に行けたほうが良いという考え方もあります。遠くのバスで通うような指定校よりも、近くで歩いて行ける隣の学区の学校に行けたらいいのにとご希望に対応する配慮になります。

お子さん同士のご関係ですとか、ご家庭の事情による通学先の変更につきましては、別途、現行制度の中でご相談を承りたいと思っております。

○委員 兄弟関係でお兄ちゃんがいるから、それで弟とか妹も一緒にというパターンで学区外通学、早い段階で卒業した場合でも残れるのでしょうか。(他市などで)4年生以上だったらそのまま残れるというような地区がありますが、1年生と6年生というパターンもよくあり、1年間是一緒に通えるが、その後はもう兄弟関係がいなくなるので、その後も継続して認められるのか

というところはいかがでしょうか。

○事務局 兄弟・姉妹関係の指定校変更につきましては、上のお子さんがある学校に下のお子さんを入れるという要件になりますので、上のお子さんが卒業した後、通い続けることができないということはありません。1度入学すれば、卒業までは在籍可能です。

○委員長 1つ目は、実際に学校が変わる、教育環境が大きく変わる、子どもたちや保護者の方々も大変心配があるなど、不安なことが多いと思いました。今3つある通学区域に関する制度が1つ増えて4つになるということで、その増える1つについて今回検討しているということですが、きょうだい関係ですと、2つの仕組みを併用するなど、お兄ちゃん、お姉ちゃんは統合に係る4つ目の制度を使って変更する、そして弟や妹については現行ある制度の1つ目を使っていくという合わせ技みたいなことになるという理解で間違いないでしょうか。

○事務局 ご家庭にとりましては、お子さんお2人にそれぞれ違う制度を適用するという形で合わせ技ということになりますが、お子さんお一人お一人に対してという視点で考えますと、1つの制度、1つの要件を該当させて指定校を変更していくという形になります。

○委員長 この中身ができてからなりますが、分かりやすく説明していくような工夫もぜひ考えていただきたいと思いました。

2つ目は、委員からも自由に選択できるというのはどうなのかというようなご発言がございました。どんなふうに表示するかによって、やはり保護者の方々の受け止め方も変わってくると思います。どちらでも選べると説明していくのか、原則は指定校だけれども、それ以外の理由で、今回統合に伴う急な変化になるので選べるんだと説明するかによって変わってくると思います。説明の仕方は、実際、保護者の方々に説明していく際にはまた変わってくるのか、それとも、おおよそそのような説明、どちらも選択できるというふうに説明していくのか、何か現時点でもし決まっていることがあれば教えてください。

○事務局 通学の考え方の原則は、説明の入り方としては、指定校に徒歩ということが原則です。ただ、近い学校のほうが場合、近い学校に変えることもできます。Aが指定校だけれども、Bでもいいですよ、Cでもいいですよという選択を残していることになりますので、あくまでも原則は指定校です。本町田地区で言えば、本町田小学校に1回移転をして本町田東小に戻りますが、その学校を指定校として考えていくので通学距離が遠くなるのであれば、そこから近い学校を選択することもできるという考え方です。

もう一つは、就学する年長さんのお子さんに対しては緩和制度がもとも

とあります。まず保護者の方が、コミュニティーの関係もありますが、入学する前に、子どもが負担にならないように、例えば、七国山小を選択すれば、卒業まではずっと転校することはないとか、そういった、何かお見せするようなものが、その時にできればと考えています。

○委員長 本日もご欠席の委員の方もいらっしゃいました。詳しい説明を欠席の方も含めてしていただくような、今後何か本日の検討委員会とは別にフォローアップ等を予定されているでしょうか。

○事務局 本日もご欠席の委員に対しまして、勉強会という形でフォローアップを予定しております。実際、ご欠席のご連絡をいただくときにご相談をさせていただきまして、ぜひ理解を深めたいのでフォローアップをお願いしたいというのはご要望としていただいておりますので、それに対応する形で勉強会を10月に開催を考えております。

あわせて、関係団体ということでPTAの連合会、小学校、中学校とも勉強会をもしやるのであれば、そちらも参加したいというご要望をいただいておりますので、持ち帰ってご意見を集約していただくということもございまして、それぞれに対応させていただこうと思っております。

4 次回検討委員会について（次回以降）

○第2回 検討委員会（11月開催予定→12月2日）

- （議題の予定）
- ・第1回検討委員会の振り返り
 - ・学区外通学の新制度案への意見交換について
 - ・学校の統合と学区の再編に伴う通学の費用負担について

○第3回 検討委員会（1月開催予定）

- （議題の予定）
- ・第2回検討委員会の振り返り
 - ・学区外通学の新制度案への意見交換取りまとめ（報告）
 - ・学校の統合と学区の再編に伴う通学の費用負担の新制度案への意見交換
 - ・特別支援学級の指定校に関する規定について（追加）

○第4回 検討会（最終回 3月開催予定）

- （議題の予定）
- ・第3回検討委員会の振り返り
 - ・学校の統合と学区の再編に伴う通学の費用負担の新制度案への意見交換取りまとめ（報告）
 - ・委員会全体の報告案の報告